（特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令の一部改正）

**第五条**　特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令（昭和二十九年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義） | （定義） |
| **第二条**　［略］ | **第二条**　［同上］ |
| ２・３　［略］ | ２・３　［同上］ |
| ４　この省令において「決定書」とは、契約担当官が、特需契約から生じた紛争について、当該契約書の条項に基づき行つた決定を記載した書類をいう。 | ４　この省令において「決定書」とは、契約担当官が、特需契約から生じた紛争について、当該契約書の条項に基き行つた決定を記載した文書をいう。 |
| （調停申請書の提出） | （調停申請書の提出） |
| **第三条**　特需契約請負者が、その契約から生じた紛争を合衆国軍協定第十八条第十項の規定に基づき、合同委員会に調停のため付託しようとするときは、次の事項を記載した別記様式による調停申請書を、最寄りの地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）に提出し、調停の申請をするものとする。 | **第三条**　特需契約請負者が、その契約から生じた紛争を合衆国軍協定第十八条第十項の規定に基づき、合同委員会に調停のため付託しようとするときは、次の事項を記載した別記様式による調停申請書六部を、最寄りの地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）に提出し、調停の申請をするものとする。 |
| 一～五　［略］ | 一～五　［同上］ |
| ２　前項に規定する調停申請書には、契約書の写し及び特需契約請負者の主張の裏付けとなる書類その他契約調停委員会が調停を行うに当つて参考となる資料を添付するものとする。 | ２　前項に規定する調停申請書には、契約書の写及び特需契約請負者の主張の裏づけとなる文書その他契約調停委員会が調停を行うに当つて参考となる資料を添付するものとする。 |
| （調停申請書提出後、決定書が交付された場合の特需契約請負者の措置） | （調停申請書提出後、決定書が交付された場合の特需契約請負者の措置） |
| **第八条**　特需契約請負者は、第四条に規定する調停の申請を行つた後、契約担当官から決定書を交付された場合には、直ちに契約調停委員会に対し、地方防衛局を通じてその旨を通知し、かつ、調停の続行を希望するか否かの意思表示を行うものとする。 | **第八条**　特需契約請負者は、第四条に規定する調停の申請を行つた後、契約担当官から決定書を交付された場合には、直ちに契約調停委員会に対し、地方防衛局を通じてその旨を通知し、且つ、文書をもつて調停の続行を希望するか否かの意思表示を行うものとする。 |
| ２　特需契約請負者が前項に規定する調停の続行を希望する場合には、当該決定につき訴願委員会に対して訴願をなし、かつ、その訴願の日から十五日以内に訴願の審査の一時停止の申請を行い、その許可を受けた後、当該許可の日から十五日以内に、当該決定書に対する自己の主張を記載した書類を添えてその意思表示を行うものとする。 | ２　特需契約請負者が前項に規定する調停の続行を希望する場合には、当該決定につき訴願委員会に対して訴願をなし、且つ、その訴願の日から十五日以内に訴願の審査の一時停止の申請を行い、その許可を受けた後、当該許可の日から十五日以内に、当該決定書に対する自己の主張を記載した文書を添えてその意思表示を行うものとする。 |
| ３　［略］ | ３　［同上］ |
| （期限の延長） | （期限の延長） |
| **第十条**　［略］ | **第十条**　［同上］ |
| ２　前項の期限の延長の申請は、左の事項を記載した期限延長申請書を提出して、これを行うものとする。 | ２　前項の期限の延長の申請は、左の事項を記載した期限延長申請書六部を提出して、これを行うものとする。 |
| 一～三　［略］ | 一～三　［同上］ |
| （地方防衛局長の措置） | （地方防衛局長の措置） |
| **第十二条**　地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。第十四条において同じ。）は、第三条に規定する調停申請書又は第十条に規定する期限延長申請書を受理したときは、直ちに調停申請書又は期限延長申請書を防衛大臣に送付するとともに、その内容を審査し、かつ、必要に応じ実情を調査し、意見を防衛大臣に具申しなければならない。 | **第十二条**　地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。第十四条において同じ。）は、第三条に規定する調停申請書又は第十条に規定する期限延長申請書を受理したときは、直ちに調停申請書又は期限延長申請書それぞれ五部を防衛大臣に送付するとともに、その内容を審査し、かつ、必要に応じ実情を調査し、意見を防衛大臣に具申しなければならない。 |